

2022年3月 開催案内

経営者
向け



一般社団法人

JIC協同組合支援協会

JIC会員限定：雇用慣行改善プログラム

パワハラ防止法：直前対策 オンラインセミナー

～ 2022年4月全企業義務化：改正労働施策総合推進法
(パワハラ防止法) 義務化をチャンスに捉える ～

講師紹介



義務を果たさず事件が起きた場合、企業は安全配慮義務を欠いたとして、損害賠償請求を受けてしまう恐れもあります。



被害者・加害者両方の立場を
経験したからこそわかる

ハラスメント予防コンサルタント白石恵美子による

明日から行動が変わる
「ハラスメント予防研修」

株式会社ハーモニークリエーション代表
ハラスメント防止コンサルタント：白石恵美子

弁護士法人
アーヴェル

代表弁護士 小泉友 氏

ハラスメント予防コンサルタント

株式会社ハーモニークリエーション 代表取締役 白石恵美子氏

日時	①2022年3月22日 午前10時～12時 (火曜日) ②2022年3月24日 午前10時～12時 (木曜日)
開催方法	Zoom (リンク等はお申込者様に追ってお送りいたします。)
参加費	無料 (メール登録等必要・JIC会員及びJIC会員からの紹介者)
申し込み	ホームページ・メール&FAXにて受付中

セミナーの詳細は裏面を確認ください



一般社団法人

JIC協同組合支援協会



www.jic.jp



0120-969-782

電話受付 9:00-18:00

2022年3月度 経営者向け パワハラ防止法

中小企業義務化 直前対策オンラインセミナー開催の案内

【パワハラ防止対策 オンラインセミナーにおけるポイント】

2020年6月（中小企業は2022年4月）、改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行され、企業にはハラスメントの防止・対策が義務化されました。

初めに、JIC会員限定の『雇用慣行改善プログラム』の概要について

JIC事務局：リスクコンサルタント 土岐尚生

第一部

弁護士法人アーヴェル 代表弁護士 小泉友

☆義務化されたのは次の4つです。

1. 事業種の法人の明確化及びその周知・啓発（ハラスメント研修）
2. 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談窓口の設置）
3. 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応（迅速な苦情処理）
4. 併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取り扱いの禁止等）

しかし、中小企業は大企業と違って、相談専門の部署も作りにくいし、ひとたび事件が起きてしまっても、それに関わる人員も配置できないのが現状です。

第二部

今回のセミナーでは、ハラスメント相談と研修・解決20年の専門家、

株式会社ハーモニークリエイション代表取締役の白石恵美子氏

1. ハラスメントの実態と概要（ハラスメントの基本の理解）
2. 予防と社内風土改革のための「ハラスメント研修」とは？
3. 形だけの相談窓口では逆効果。「社内円満解決に結びつける相談窓口」とは？
4. 被害者救済が会社を守る「正しい苦情処理」とは？

この4点を、法律の観点と、心理の観点から優しくレクチャーいたします。

※ 白石恵美子氏 プロフィール

リクルート勤務ののち、三菱自動車や名古屋大学でメンタルヘルス・ハラスメント相談に携わり、これまで1000人のハラスメント被害者・加害者の面談、2000社の研修。企業ハラスメント事案の訴訟ゼロ。「ハラスメントが起きない会社を一社でも増やす」を理念に20年。

JICホームページQRコード

不明点等はJIC事務局の加藤までご連絡ください。

名古屋市中区東桜2-22-18 日興ビルディング2階

JIC協同組合支援協会 電話052-228-7671 Eメール：post@jic.jp



FAX 申し込み書 052-228-7613

開催日時：2022年①3月22日午前10時②3月24日午前10時Zoomセミナー

企業名		電話	
参加者	様	E-mail	
所在地住所			
参加日時に☑	<input type="checkbox"/> ①3月22日10時・ <input type="checkbox"/> ②3月24日10時	紹介者	